

省エネルギー設備導入支援事業費補助金取扱要領

この要領は、省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 15 条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 交付申請書の提出期限

要綱第 5 条第 2 項に規定する期日は、令和 4 年 12 月 28 日までとする。

3 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出期限より前に、予算枠に達した場合には、2 の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

4 補助対象事業者

要綱第 4 条第 1 項に規定する補助対象事業者等は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 県税の滞納又は未申告がない者であること
- (2) 公序良俗に反する事業を行っていない者であること
- (3) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること
- (4) その他知事が不相当と認める者でないこと

5 補助対象事業

要綱第 4 条第 3 項に規定する補助対象事業は、国補助金を受けた設備であること及び次の各号の要件を満たす事業とする。

- (1) 更新により燃料・電力消費量及び二酸化炭素排出量を削減する設備であること。
- (2) 補助対象事業者に所有権のある設備であること。
- (3) 国補助金を除き他の助成・補助事業と併用していないこと。
- (4) 原則として要綱第 6 条の交付決定の通知後に着手し、令和 5 年 2 月 28 日までに完了すること。ただし、国補助金の交付決定を受けた場合は、要綱第 5 条に規定する申請書と併せて、補助金交付決定前着手届出書（様式第 10）を知事に提出することで、交付決定の前に着手してよいものとする。
- (5) 建築物、電気設備等に関する関係法令に準拠した事業であること。
- (6) その他知事が過剰と判断した装備品等でないこと。

6 補助対象事業の軽微な変更

要綱第 8 条に規定する軽微な変更については、導入しようとする設備に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

7 申請書類等の提出

交付申請書、変更承認申請書、中止（廃止）承認申請書、中止（廃止）承認申請書、事故報告書、実績報告書及び補助金交付決定前着手届出書は、本県が受付等の業務を委託する者に提出しなければならない。

8 県の活動への協力

補助対象事業者は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から適用する。